

1月24日(日)は 鹿屋市長選挙の投票日です

鹿屋市長選挙が1月17日(日)に告示され、1月24日(日)に投開票が行われます。有権者の皆さんは、必ず投票しましょう。



投票できる人

平成2年1月25日までに生まれた人で、平成21年10月16日以前に鹿屋市に転入届を出し、引き続き鹿屋市に住んでいる人。
※鹿屋市を転出した人は、投票できません。

期日前投票

投票日に出張や仕事、旅行などで投票できない人は、期日前投票所で期日前投票ができます。

期日前投票期間

1月18日(月)～23日(土)

期日前投票所及び投票時間

◎鹿屋市役所6階会議室
午前8時30分～午後8時

不在者投票

◎輝北総合支所・吾平総合支所・串良総合支所別館
午前8時30分～午後6時
※いずれの期日前投票所でも投票ができます。

指定施設における不在者投票

県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム等の施設に入院や入所している人で、不在者投票事由に該当する人は、その施設で不在者投票をすることができません。
不在者投票を希望する人は、施設長へ請求してください。

滞在地における不在者投票

出張や研修により市外に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会ですべての投票をすることができません。

不在者投票を希望する人は、市選挙管理委員会事務局へ請求してください。

郵便等による投票

重度の身体障害者で「郵便投票証明書」の交付を受けている人は、郵便等による不在者投票ができます。

希望する人は、投票日の4日前までに投票用紙を請求してください。

なお、郵便等による投票は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳保持者で、その内容が一定の基準を満たしている人に限ります。

投票日の投票

投票時間
午前7時～午後7時

投票所

選挙人名簿に登録された投票所でのみ投票できます。そのほか、郵送された投票案内状で、必ず投票所を確認してください。

投票方法

投票所に投票案内状を持

参してください。

投票案内状は郵送しますが、投票日が近くなっても届いていない場合は、市選挙管理委員会事務局へ連絡してください。

万一、入場券を紛失しても投票できます。投票当日、投票所の係員に申し出てください。

代理投票・点字投票

代理投票と点字投票は、投票所で係員に申し出てください。

また、郵便等による投票の代理記載もできますが、その場合、代理記載人となる人の届出も必要となりますので、詳しくは市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

開票

開票は、午後8時30分から鹿屋市体育館で行われます。

【問い合わせ】

市選挙管理委員会事務局
☎0994-31-1142
各総合支所地域振興課